

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る 都市間連携に関する協定」を県内 17 市に拡大します

～新たに佐倉市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市が加わります～

松戸市では、千葉県内 13 市と協定を締結し、パートナーシップ宣誓をした方の転出入に伴う手続きの負担軽減を図っています。

このたび、4 市（佐倉市、八千代市、我孫子市及び鎌ケ谷市）と新たに協定を締結します。17 市の人口を合計すると約 482 万人で、県内人口の 76.9% を占めることとなり、連携制度を利用しやすい環境が進みます。

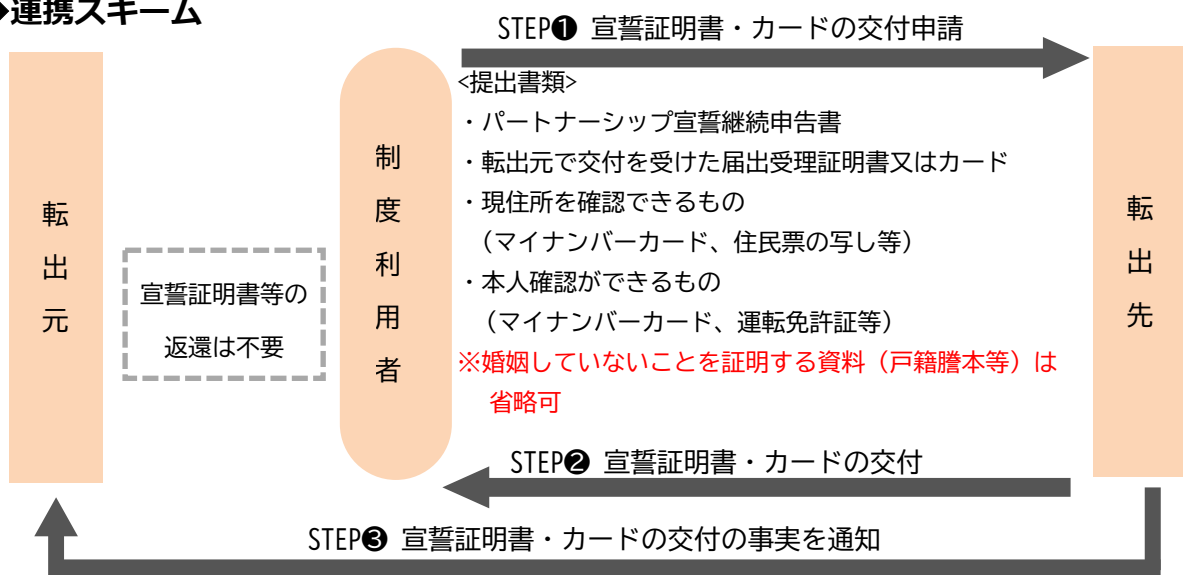
◆協定締結日 令和 7 年 4 月 1 日（火）

※書面による締結でセレモニー、締結式は行いません。

◆協定締結自治体（建制順）

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市

◆連携スキーム



◆パートナーシップ宣誓数 65 組 130 名（3 月 20 日現在）

※松戸市では本協定とは別に、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、全国 20 府県 168 市町と連携しています。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

松戸市総務部行政経営課 ☎047-366-7311

FAX 047-364-6919 ✉ mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp